

# 山西省專利実施及び保護条例

2015年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 山西省專利実施及び保護条例

(2001年11月25日、山西省第9期人民代表大会常務委員会第26回会議にて可決  
2014年11月28日、山西省第12期人民代表大会常務委員会第16回会議にて改正案可決)

**第1条** 専利権者の合法的な権益を保護し、発明創造を奨励し、専利の実施と活用を推進し、イノベーション能力を高め、経済社会の発展を促進するため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」などの法律、行政法規に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

**第2条** 県級以上の人民政府は、専利業務に対する指導を強化し、それを国民経済及び社会発展計画に導入し、専利業務に関する協調の枠組み及び考査制度を構築し、専利発展戦略を制定し、実施し、専利に関する情報を統計指標に導入しなければならない。

県級以上の人民政府は、専利事業発展資金を財政予算に導入し、専利戦略の実施、専利出願、専利の転化及び活用、専利奨励、専利権保護援助、専利サービスなどに用いなければならない。

**第3条** 県級以上の人民政府の専利行政主管部門は、本行政区域内の専利業務を行い、その他の関係部門はその職責の範囲において関係業務を遂行する。

**第4条** 省の人民政府は、専利賞を設け、技術イノベーション及び専利実施において社会経済の発展に際立った貢献をなした専利プロジェクトに対して報償を与えなければならない。

設区市、県(市、区)の人民政府は、専利に関する健全な激励メカニズムを構築し、本行政区域において顕著な経済的、社会的便益を生み出した優秀な専利プロジェクト又は専利業務の業績が傑出した組織・機関及び個人に報償を与えなければならない。

**第5条** 県級以上の人民政府及びその関係部門は、専利知識の宣伝、研修、普及を強化し、専利に関する法律、法規の宣伝教育を法制宣伝教育計画に組み込まなければならない。

ラジオ、テレビ、新聞、インターネットなどの媒体は、専利に関する法律、法規及び専利知識の宣伝を実施し、社会全体のイノベーション及び専利保護に関する意識を強化しなければならない。

企業、公的機関その他の組織が専利知識の宣伝、研修、普及を行い、専利人材チームの整備を強化することを奨励し、国内外のハイレベルな専利人材の導入、雇用を支援する。

**第6条** 県級以上の人民政府及びその関係部門は、資金助成、貸付利子、ベンチャーキャピタルの引き入れなどの方法を通じて専利の活用を支援し、専利技術の実用化を促進することができる。

**第7条** 省、設区市の人民政府の専利行政主管部門は、専利プロジェクト実施計画を制定し、国の産業政策に適合し、将来性がある、又は本省に利点をもたらす専利プロジェクトを重点的に支援しなければならない。

政府が支援する研究開発系プロジェクトについて、関係部門は、専利出願を支援しなければならない。政府が支援する科学技術実用化型、成果普及型、軍民融合型のプロジェクトについて、関係部門は、発明専利権を有するプロジェクトの立ち上げを優先的に支援しなければならない。

**第8条** 省、設区市の人民政府は、専利評価、取引機関の設立を支援し、専利取引基盤を整備し、専利取引市場を発展させ、適正化し、専利取引サービスを推進し、専利技術の商品化及び実用化の促進を図る。

**第9条** 企業、研究機関、高等教育機関などの組織・機関が、専利管理制度及び専利技術転化奨励の仕組みを構築、整備し、専利業務の経費及び専利技術の実用化への投資を拡大し、発明専利の保有量及び活用状況を業績考査の内容に組み込むことを奨励する。

個人が発明創造を行い、専利を出願し、実施することを奨励する。

**第10条** 専利権譲渡契約、専利実施許諾契約は、法に基づく認定・登記を経た後、条件を満たす場合、国が定める税収優遇政策を受ける。

**第11条** 金融機関が専利権の担保融資業務を実施し、専利技術産業化プロジェクトに対する信用貸付投入を拡大することを奨励する。担保機関が専利産業化プロジェクトに対する融資担保を優先的に提供することを奨励する。

**第12条** 企業、公的機関が専利に基づく技術標準を制定し、又はそれに参画することを支援する。

**第13条** 専利権を取得した組織・機関は、専利権を放棄しようとする場合、発明者又は設計者にその旨を事前に告知しなければならない。発明者又は設計者は、優先的譲受

権を有する。国有資産に及ぶ場合、国有資産管理にかかわる規定に従って処理しなければならない。

**第14条** 専利権を取得した組織・機関は、職務発明創造を行った発明者又は設計者に報償を与えなければならない。また、専利実施後、発明者又は設計者に相応の報酬を与えなければならない。

報償又は報酬の支払い方法及び数量について、両当事者の間で取り決めがある場合、その取り決めに従う。取り決めがない場合、次の各号に掲げる規定に従う。

(一) 専利権の公告日から3か月以内に発明者又は設計者に奨励金を支払う。支払う奨励金は、「中華人民共和国専利法実施細則」に定められた最低基準を下回ってはならない。

(二) 専利権の有効期間内において、該専利を実施した後、毎年、該発明又は実用新案の実施により得られた営業利益の百分の五、若しくは該意匠の実施により得られた営業利益の百分の一を、発明者又は創作者に報酬として支払い、又は発明者、創作者に相応の報酬を1回限りで支払わなければならない。

(三) 専利権を譲渡し、又は他人に実施を許諾する場合、譲渡若しくは許諾による収益を取得してから3か月以内に、徴収した譲渡料、使用料の百分の二十を下回らない金額を報酬として発明者又は創作者に支払わなければならない。

奨励金又は報酬は現金、株式、株式投資収益若しくは両当事者が取り決めたその他の形式により支払うことができる。

**第15条** 県級以上の人民政府は、専利を主な内容とする知的財産権評議制度を構築し、経済活動、科学技術活動における重大な専利リスクを防止しなければならない。

**第16条** 企業に生じた組織再編、清算などが専利に関わる場合、国の規定に従って専利資産評価を行わなければならない。

**第17条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、関係組織・機関又は個人は、有効な専利権証明書を提供しなければならない。

(一) 専利製品又は専利技術をプロジェクトの主な内容とし、政府による財政資金援助又は政府による奨励を申請する。

(二) 展示会活動において、出展者が製品、展示パネル又は宣伝資料において専利標識を付す。

- (三) 専利標識が付された商品を商業施設、スーパーマーケットなどに搬入して販売する。
- (四) 関係組織・機関又は個人に専利標識が付された広告の設計、制作、発表を委託する。
- (五) 登記申請に係る技術契約の対象物が専利権に関わる。
- (六) 専利資産評価を行う。
- (七) 専利権について質権を設定する。
- (八) 税関に専利製品の輸出入に対する保護を申請する。
- (九) その他有効な専利権証明書を提供する必要がある場合。

**第 18 条** 省、設区市の人民政府の専利行政主管部門は、専利仲介サービス機関に対する指導と監督を強化し、専利仲介サービス機関及び専利代理人サービス評価体系を構築し、専利仲介サービス機関の発展を主導し、支援しなければならない。

**第 19 条** 専利は、専門技術職者の人事評価の根拠の一つとしなければならない。

**第 20 条** 省、設区市の人民政府は、専利権保護援助業務の実施を手配し、企業、公的機関及び個人の専利権保護に係る事務に必要な援助を提供しなければならない。

**第 21 条** 専利行政主管部門及びその他の関係部門は、専利情報データベース、専利情報サービスプラットフォームを構築し、専利情報の共有、開発、利用を促進しなければならない。

**第 22 条** 県級以上の人民政府の関係部門は、専利に関する注意喚起業務を実施し、重点産業、重点企業、重点技術分野の専利をめぐる国内外の状況、動向、競争情勢などの情報の収集、分析、公布、報告を行わなければならない。

業界団体、専利仲介サービス機関が専利に関する注意喚起の方面で政府の意思決定及び企業にサービスを提供し、産業の安全を保障し、企業の専利紛争対応能力強化を図ることを支援する。

**第 23 条** いかなる組織・機関又は個人も、不法に他人の専利を実施してはならず、専利を詐称してはならず、他人の専利の不法な実施及び専利詐称に便宜を提供してはならない。

**第 24 条** 省の人民政府の専利行政主管部門は、専利詐称及び専利権侵害行為の故意による実施に係る記録を作成し、本省の社会信用体系に導入し、社会に公告しなければならない。

**第 25 条** 展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、展示会などの展示会主催者は、法に基づき専利権者の合法的な権益を保護し、専利行政主管部門による展示会期間中の専利保護業務の遂行に協力し、出展者との出展協定において他人の専利権を侵害してはならない旨、専利を詐称してはならない旨を取り決めなければならない。

**第 26 条** 省、設区市の人民政府の専利行政主管部門は、専利詐称通報制度を構築し、通報方法を公布し、通報者を秘密とする。

**第 27 条** 省の人民政府の専利行政主管部門は、全省の範囲において重大な影響を及ぼす専利事件及び設区市の人民政府の専利行政主管部門が処理及び取締りの協力を申請する専利事件を主管する。

設区市の人民政府の専利行政主管部門は、本行政区域における専利事件の処理及び取締りを行う。

県(市、区)の人民政府の専利行政主管部門は、直近上級の専利行政主管部門の委託を受け、専利紛争を調停し、専利詐称事件を取り締まる。

**第 28 条** 専利行政主管部門は、専利権侵害紛争事件を処理するにあたり、行政法執行証明書を所持する者を 3 名以上置かなければならない。

**第 29 条** 専利行政主管部門に専利権侵害紛争の処理を求める場合、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 請求人が専利権者又は利害関係者である。
- (二) 明確な被請求人が存在する。
- (三) 明確な請求事項及び具体的な事実、理由がある。
- (四) 専利行政主管部門の受理案件、管轄範囲に該当する。
- (五) 当事者が該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していない。

**第 30 条** 専利行政主管部門は、専利権侵害紛争事件を処理するにあたり、当事者の申立て又は事件処理の必要に応じて、専門家を集め、相談、考察を行い、又は関係組織・機関に技術鑑定を委託することができる。

**第 31 条** 組織・機関又は個人が虚偽を弄し、政府による専利助成又は報償を詐取した場合、県級以上の人民政府又は関係部門が報償を取り消し、助成金又は報償金を回収し、以後政府に専利助成、報償を申請することを禁じるうえ、該組織・機関又は個人を社会信用体系に組み入れ、社会に公表する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

**第 32 条** 本条例の規定に違反し、専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、専利行政主管部門が是正を命じ、公告を行い、違法所得を没収し、且つ違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がなく、情状が軽い場合、1 万元未満の罰金を科する。情状が比較的重い場合、1 万元以上、10 万元未満の罰金を科する。情状が深刻な場合、10 万元以上、20 万元未満の罰金を科する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

**第 33 条** 本条例の規定に違反し、専利詐称行為に便宜を提供した場合、専利行政主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、1 万元未満の罰金を併科する。情状が深刻な場合、1 万元以上、5 万元未満の罰金を併科する。

**第 34 条** 専利行政主管部門及びその他の関係部門の職員に職務懈怠、職権濫用、不正行為があった場合、法に基づき処分を科する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

**第 35 条** 専利行政主管部門の法に基づく公務執行を拒否し、又は妨害した場合、公安機関が「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づいて処罰する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

**第 36 条** 本条例は、2015 年 1 月 1 日から施行する。